

2021年4月28日

各位

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

緊急事態宣言発令に伴う特別取扱について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

4月23日に東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県を対象に緊急事態宣言が発令されたことを受け、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さまに対して、以下の特別取扱を実施いたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長

【対象地域】全国

保険料をお払込中のご契約で、新型コロナウイルス感染症による影響で保険料のお払込が困難な場合、お申出により、保険料のお払込を猶予する期間を最長6カ月間（2021年10月31日まで）延長いたします。

2. 契約更新手続き期間の延長

【対象地域】全国

更新日が到来する個人保険のご契約で、新型コロナウイルス感染症による影響で契約更新のお手続きが困難な場合、お申出により、お手続きの期限を2021年10月31日まで延長いたします。

なお、すでに保険料のお払込みに関する特別取扱をご利用中のご契約については、取扱いの変更はございません。

当社では、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまに対して特別取扱を実施してまいります。新型コロナウイルス感染症に関するお取扱いの詳細は下記よりご確認ください。

（ご参考）新型コロナウイルス感染症に関するお取扱い

<https://www.tdf-life.co.jp/info/disaster10.html>

以上

<お問合せ先>

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 お客様サービスセンター

金融機関・来店型保険ショップ等を通じてご加入のお客さま

フリーダイヤル **0120-302-572**

旧営業支社を通じてご加入のお客さま

フリーダイヤル **0120-301-396**

受付時間 9:00~17:00 ※土・日・祝日等を除く